

は、お手元に配付してあります令和7年6月市議会定例会会議日程表のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第3 報告第8号 令和6年度 長井市一般会計繰越明許費繰越計算 書の報告について外2件

○内谷邦彦議長 それでは、日程第3、報告第3号 令和6年度長井市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第5、報告第10号 令和6年度長井市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの3件を一括議題といたします。

報告を受けることとします。

内谷重治市長。

（内谷重治市長登壇）

○内谷重治市長 報告第8号 令和6年度長井市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和6年12月市議会定例会、令和7年1月市議会臨時会及び令和7年3月市議会定例会において議決いただきました繰越明許費に係る歳出予算の経費につきまして、繰越計算書のとおり繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第9号 令和6年度長井市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、水道事業の建設改良費につきまして、繰越計算書のとおり繰越しをいたしましたので、

地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告申し上げます。

報告第10号 令和6年度長井市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定に基づき、公共下水道事業費用に係る経費につきまして、繰越計算書のとおり繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○内谷邦彦議長 報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、これで報告を終わります。

日程第6 議案第36号 長井市手 数料条例の一部を改正する条例の制 定についての外4件

○内谷邦彦議長 次に、日程第6、議案第36号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、議案第40号 令和7年度長井市一般会計補正予算第2号までの5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

（内谷重治市長登壇）

○内谷重治市長 議案第36号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、公図管理システムの導入に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

でございます。

続きまして、議案第37号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、災害その他非常の場合において、給水装置工事の円滑な実施を可能にするため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第38号 長井市技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、水道法施行令等の改正に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第39号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、災害その他非常の場合において、排水設備等の工事の円滑な実施を可能にするため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第40号 令和7年度長井市一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に1億9,985万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ189億3,673万8,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、歳出におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業費や、防災対策事業費を追加措置いたすものでございます。

歳入につきましては、歳出の財源となる国、県支出金、市債などを見込んだほか、財政調整基金繰入金で調整いたすものでございます。

第2条の地方債については、第2表のとおり、変更いたすものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○内谷邦彦議長 提案者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、日程第6、議案第36号から日程第9、議案第39号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案4件につきましては、所管する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

それでは、日程第6、議案第36号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第7、議案第37号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第8、議案第38号 長井市技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第9、議案第39号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第10、議案第40号の質疑を行います。

なお、これからの予算議案1件につきましては、予算特別委員会を設置し、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質

疑をお願いいたします。

それでは、日程第10、議案第40号 令和7年度長井市一般会計補正予算第2号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6、議案第36号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第9、議案第39号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの一般議案4件は、別紙付託表のとおり、所管する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

日程第10、議案第40号 令和7年度長井市一般会計補正予算第2号の予算議案1件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案1件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することにいたします。

**日程第11 請願第2号 白川右岸
区域の洪水対策を求める意見書提出
について**

○内谷邦彦議長 次に、日程第11、請願第2号 白川右岸区域の洪水対策を求める意見書提出についての1件を議題といたします。

お諮りいたします。

本請願1件は、別紙付託表のとおり、関係する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

散 会

○内谷邦彦議長 本日はこれをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時35分 散会